

令和5年度補正予算及び令和6年度有機農業関連予算概要

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策

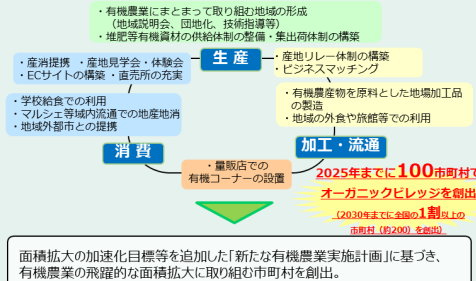
【令和6年度予算額 650（696）百万円の内数】
【令和5年度補正予算額 2,706 百万円の内数】

地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援

(1) モデル的先進地区の創出

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援することに加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援

市町村主導での取組を推進



(2) 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して有機種苗の購入や土づくりなど有機農業の生産を開始するにあたって必要な経費を支援



収量の低下、生産コストの増加等
有機農業を始めるには課題が多い

必要な経費を支援

慣行から有機農業への転換を推進

対象者：新規就農者又は慣行栽培から転換に取り組む農業者であり、みどり認定を受けている又は受ける予定である者

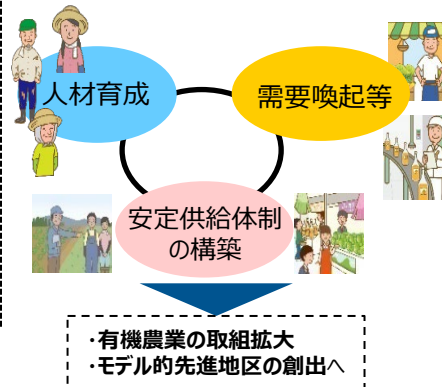
対象農地：転換初年度となる農地

交付単価：10aあたり20,000円以内

(3) 人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、

- ① 有機農業指導員の育成・確保
- ② 有機栽培のノウハウを提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成
- ③ 国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱拡大の取組
- ④ 事業者と連携して行う需要喚起の取組等

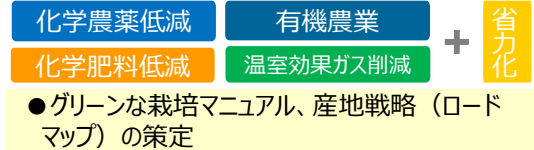


(4) グリーンな栽培体系への転換サポート

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援（取組の一環として行う消費者理解の醸成に対しても支援）

1. グリーンな栽培体系への転換

- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術等」の検証



2. 都道府県域への展開

展開先産地等における検討会、研修会、実演会、展示圃場の設置等

グリーンな栽培体系の都道府県域への展開

2. 環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度概予算額 2,641（2,650）百万円の内数】

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

【有機農業の交付単価】 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。
※有機JAS認証取得を求めるものではありません。

- そば等の雑穀・飼料作物以外：12,000円/10a
炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。
※土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバー作物、ビギンマルチ、発生栽培のいずれかを実施していただきます。
- そば等の雑穀・飼料作物：3,000円/10a

【取組拡大加算】 ※活動によって増加した新規取組面積に応じた支援になります。

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を行う農業者団体を支援
<交付単価> 4,000円/10a



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が削減されることがあります。

【お問い合わせ先】
農産局
農業環境対策課
03-6744-2114



より詳しくは→

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に地域ぐるみで取り組むモデル地区を創出するとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

＜政策目標＞

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成〔令和12年及び32年まで〕

＜事業の内容＞

- 1. みどりの食料システム戦略推進交付金** **381（400）百万円**

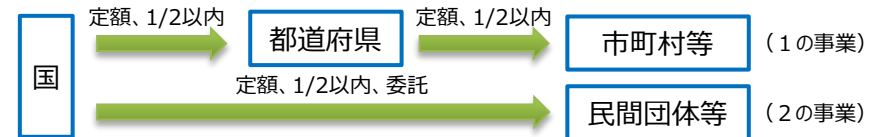
地域の特色を活かした持続的な食料システムの構築を支援し、モデル地区を創出します。

 - ① 地方公共団体が、農林漁業者等と連携して行う基本計画の点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保、特定区域の形成拡大に向けた体制整備等を支援します。
 - ② 有機農業の団地化や有機農産物の給食利用等地域ぐるみの取組、地域外の関係者との連携や新技術の導入等による有機農業の面積拡大の加速化、慣行栽培から有機栽培への転換を支援します。
 - ③ 科学技術の振興に資する以下のモデル的取組を支援します。
ア 化学肥料等の生産資材の使用低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換・都道府県域への展開、消費者理解の醸成
イ 環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸産地の育成
ウ 地域資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築
 - ④ バイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用実証等や環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備等を支援します。
- 2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり** **270（296）百万円**

フードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援します。

 - ① 見本市での展示等の情報発信、環境負荷低減の取組の「見える化」推進、J-クレジット等の普及・創出拡大等のみどり戦略の理解浸透
 - ② 国産有機農産物の需要喚起、有機加工食品における国産原料の生産・取扱いの拡大
 - ③ グリーンな栽培体系への転換に向けた技術の情報発信
 - ④ 農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣

＜事業の流れ＞



※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。
※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。

1 【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

＜事業イメージ＞

栽培体系の転換

減農薬・減肥料
(AI・ドローンによるピンポイント散布)

耕畜連携

堆肥の利用促進・土づくり
家畜排せつ物

有機農業の団地化

有機農業の団地化

販路開拓

販路開拓

有機農業の拡大

有機農業の拡大

【みどりの食料システム戦略推進交付金】

- ① 地域の基本計画の実行や人材育成
- ② モデル地区の創出

農林漁業者

食品事業者

農機・資材メーカー
サービス事業者

バイオマス発電
(電気・熱・ガス)

大学・研究機関

流通・小売

地銀

都道府県
市町村

シンクタンク・コンサルタント

SDGs対応型農業ハウス

脱炭素化

【行動変容に向けた環境づくり】

- ・食料システムの関係者への環境負荷低減意識の普及・浸透
- ・環境負荷低減の取組の「見える化」、J-クレジット等の普及・創出拡大
- ・グリーンな栽培体系の普及に向けた情報発信 等

＜対策のポイント＞
地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用、販路拡大等、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで有機農業を推進する取組の試行や体制づくりへの支援、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出します。

＜政策目標＞
有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年まで〕）、耕地に占める有機農業の面積割合（25%（100万ha）〔令和32年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 有機農業産地づくりの推進

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく、産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組を支援します。

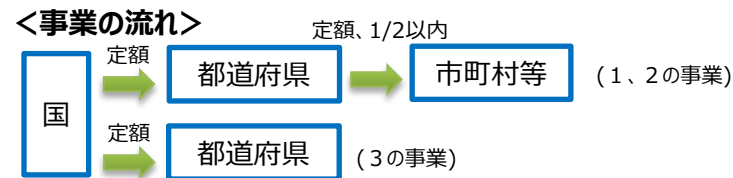
2. 飛躍的な拡大産地の創出

地域の耕地面積に占める有機農業の面積割合の大幅な増加等、面積拡大の加速化目標等を追加した「新たな有機農業実施計画」の実現に向けて、他の行政区や事業者との連携、輸出を視野に入れた取組により域外の販路確保に取り組みつつ、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う市町村に対して支援します。

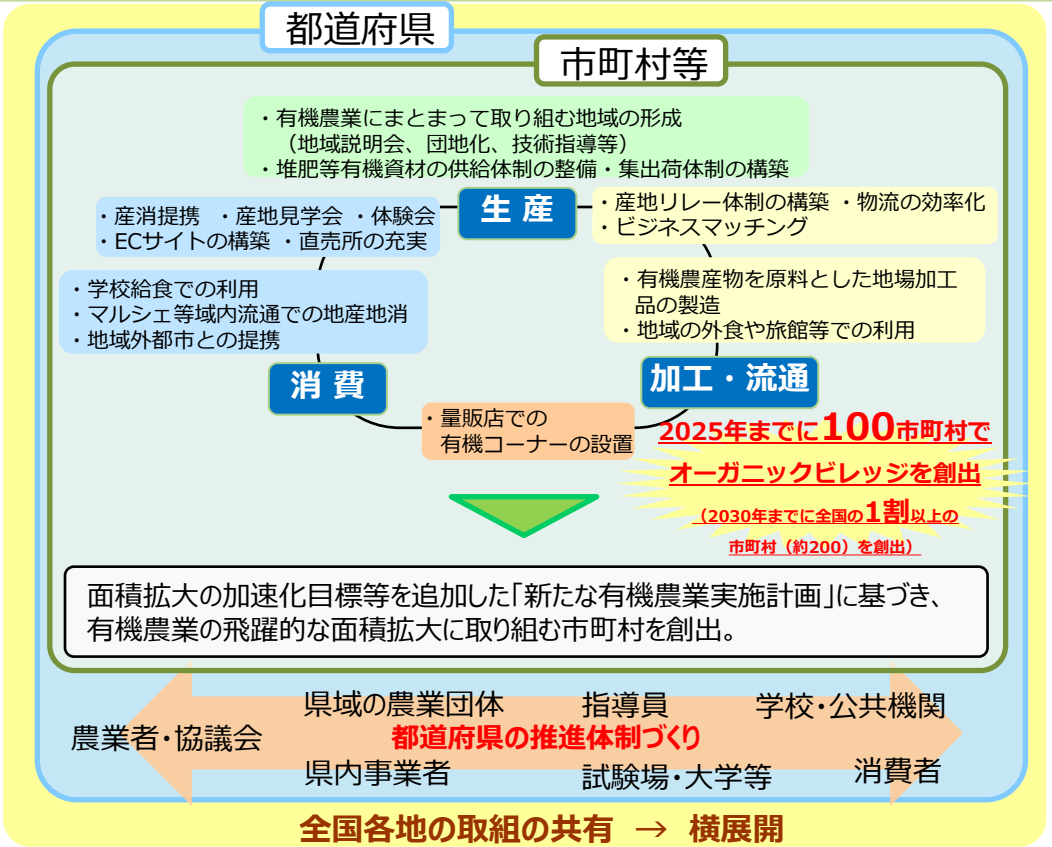
3. 展開・普及の促進

都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

- ※以下の場合に優先的に採択します。
- ・有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている場合
 - ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
 - ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
 - ・地域計画が策定されている又は策定に向けた協議が実施されている場合
 - ・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた産地において取組を行う場合



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、**新たに有機農業を開始する**農業者に対して支援します。

＜政策目標＞

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年まで〕）、耕地に占める有機農業の面積割合（25%（100万ha）〔令和32年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 有機農業への転換推進

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費**について支援します。

① 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者

② 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地

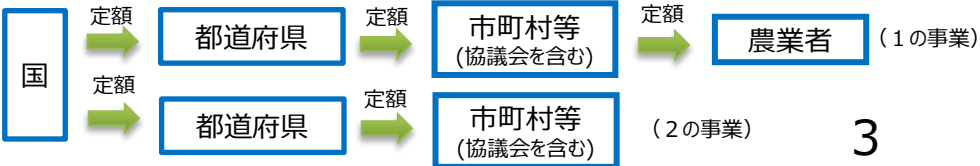
③ 単価：2万円/10a以内
（本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。）

④ 要件：将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと及び、「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること 等

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



慣行から有機農業への転換

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、地方公共団体が農林漁業者、事業者等と連携して行う地域の**みどりの食料システム基本計画の点検・改善、情報発信**、モデル地区の創出や農林漁業者の認定に向けた推進指導及びモデル地区の創出を担う**有機農業指導員等の育成・確保等**の取組を支援します。

＜政策目標＞

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成〔令和12年及び32年まで〕

＜事業の内容＞

1. みどりの食料システム基本計画の点検・改善、情報発信等

地方公共団体が農林漁業者、事業者等と連携して行う地域の**みどりの食料システム基本計画の点検・改善等**に向けた取組及び基本計画に係る関係者説明会の開催やパンフレット・動画の作成等の**情報発信**を支援します。

本メニューは、みどりの食料システム法に基づく基本計画の実現に向けて**特定区域の設定や有機協定の締結**に係る案件形成、**農林漁業者の認定**に対する推進指導等を通じて地方公共団体の体制強化を図ります。

2. 有機農業指導員等の育成・確保

有機農業、グリーンな栽培体系、スマート農業等に係る取組の指導体制を整備するため、**有機農業指導員等の育成及び普及に向けた指導活動等**を支援します。

- ①有機農業指導員
- ②有機農業指導員以外の専門指導員

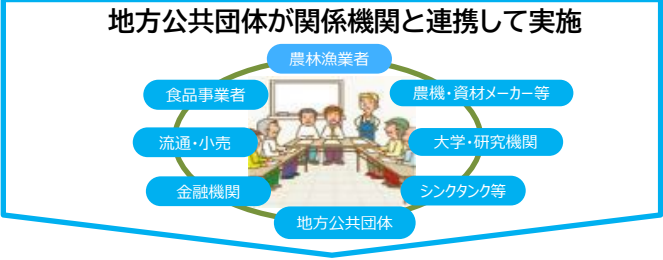
※以下の場合に優先的に採択します。
・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**を設定する又はしている場合
・基本計画に「**みどり認定**」の目標数を定める又は定めている場合
・**有機農業に関する栽培管理協定**が結ばれる又は結ばれている場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○みどりの食料システム基本計画の点検・改善等



○計画に基づく取組の実施

- みどりの食料システム法の運用
・特定区域の設定や有機協定の締結、農林漁業者の認定に向けた推進
- 総合対策各メニューの活用
・スマート化や環境負荷低減の取組
・農林水産物の付加価値向上
・関係者の行動変容と相互連携

○情報発信

みどり戦略の実現を図る地方公共団体・農林漁業者等へ情報発信



○有機農業指導員等の育成・確保

専門指導員等の育成・確保

モデル的取組の指導・助言を行う人材の育成、普及に向けた農業者等に対する指導活動を支援

- ・講習会参加
- ・研修会開催 等

モデル的取組
・現地研修
・実践的な指導活動 等



○みどりの食料システム基本計画の点検・改善

取組の実施による課題を踏まえた基本計画の見直し・改善

計画に基づく取組の定着

持続可能な食料システムの実現

＜対策のポイント＞
有機農業の拡大にむけた現場の取組を推進するため、広域的に有機農業の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成、有機農業者グループ等による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた国産原料を使用した有機加工食品の生産拡大や事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援します。

＜政策目標＞
有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年まで〕）、耕地に占める有機農業の面積割合（25%（100万ha）〔令和32年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 人材育成

ア 有機農業指導活動促進事業
有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動や教育・研修プログラムの作成を支援します。

イ 有機農業新規参入者技術習得等支援事業
新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASに関する講習受講等を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の研修会の開催に必要な経費を支援します。

2. 安定供給体制構築

○ 有機農産物安定供給体制構築事業
有機農業者グループでの技術の共有・習得、共同の販路確保に向けた取組や、オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言等を支援します。

3. 需要喚起、販路拡大

ア 有機加工食品原料国産化支援事業
生産者と連携して国産有機加工食品の生産に取り組む流通、加工等の事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大の取組を支援します。

イ 国産有機農産物等需要拡大支援事業
小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します
・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業イメージ＞

1. 人材育成

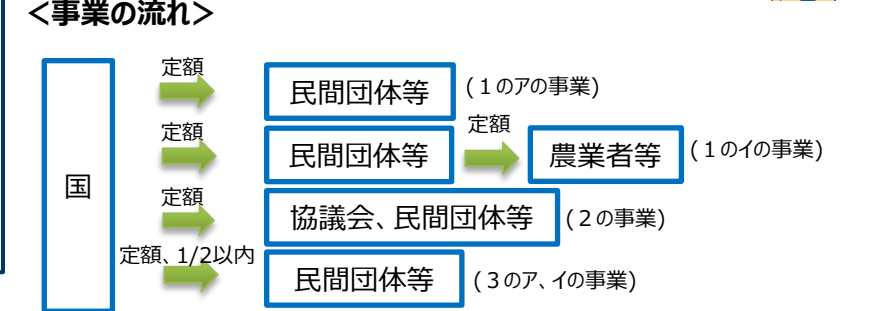
指導員 育成・展開 研修機関 活動支援 有機JAS講習 受講支援 栽培技術研修実施

2. 安定供給体制構築

技術の共有・習得 共同販路の開拓 販路開拓の助言・指導 自治体間の連携促進

3. 需要喚起、販路拡大

小売事業者等との連携 有機加工原料の国産化 有機農産物の 周知・情報発信



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

＜対策のポイント＞

有機農業に取り組もうとする農業者への技術習得を促進するため、広域的に有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が農業者に対し行う現地指導を行う取組や、栽培・採種技術習得のための手引きの作成等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 有機農業指導活動促進事業

都道府県域を越えて活動する有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が、**農業者に指導・助言を行う活動等を支援**します。

① 有機農業の技術習得の促進

有機農業関係の現地指導を行う民間団体が、**農業者向け講習会の開催や農業者に現地指導を行う取組を支援**します。

② 研修体制の強化

有機農業関係の研修を行う施設において、農業者に指導を行うために必要な**実証ほ、採種場の設置、研修カリキュラムの作成等を支援**します。

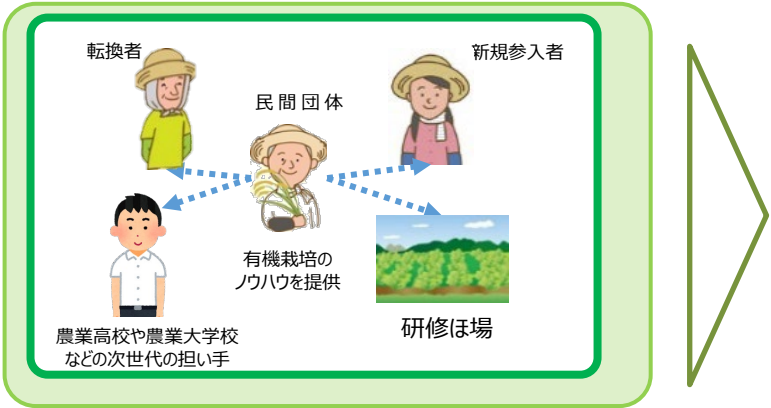
③ 有機農業に関する教育の推進

有機農業関係の**教育機関**における有機JAS認証の取得、**実証ほ場の設置、農業者の招へい、有機農業体験事業等の取組を支援**します。

＜事業イメージ＞

現状の課題

- 農業者が有機農業を始める場合や、技術習得をする際に相談できる機関が在住都道府県にない、もしくは品目限定となっている地域が多い。
- 有機農業関係の教育が可能な施設は限られている。



＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、**有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）**を受講・受検する取組や**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催や**研修カリキュラムの内容調査、設計等**を支援します。

＜事業の内容＞

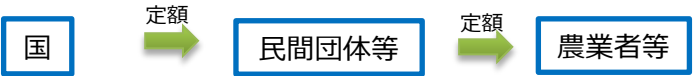
1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）**を受講・受検する取組を支援するとともに、**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催や**研修カリキュラムの内容調査、設計等**を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



有機農産物安定供給体制構築事業

<対策のポイント>

現場の先進的な取組の横展開を推進するため、**農業者グループ**による**技術研修会**の開催、**販路確保に向けた取組**等を支援するとともに、**有機農産物の安定供給体制を構築**するため、**オーガニックプロデューサー**による**産地への販売戦略の助言**や**産地や自治体間の連携**を促す取組等を支援します。

<事業の内容>

1.オーガニック産地育成事業（地区推進事業）【継続地区への支援】

有機農業の拡大や新たな有機農業者の確保に向けて、**農業者グループ**による

- ① 栽培や経営に関する**技術研修会**の開催等
- ② 産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む
新たな**販路確保**に向けた取組
等の取組を支援します。

2.オーガニックプロデューサー支援事業（全国推進事業）

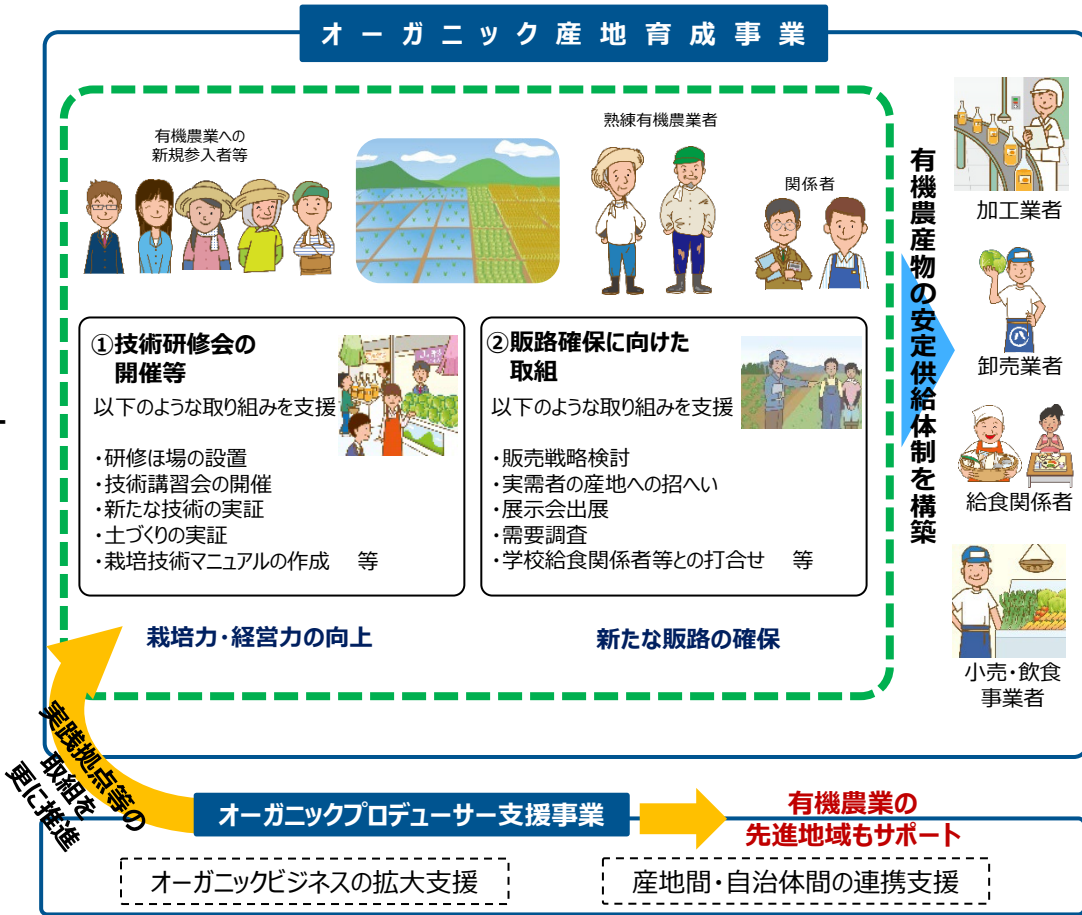
有機農産物の安定供給体制を推進するため、

- ① 産地における**販売戦略の企画・提案・助言**を行う**オーガニックプロデューサー**の派遣
- ② **産地や自治体間**（モデル的先進地区を含む）の**連携促進**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
有機加工食品原料国産化支援事業

＜対策のポイント＞

有機加工食品原料の輸入から国産への置き換えを促進するため、生産者と連携して国産有機加工食品の生産に取り組む流通、加工等の事業者等が行う国産原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 国産有機加工原料産地調整・共同調達実証

有機加工食品を取り扱う流通加工事業者と産地との広域的な連携の下、事業者の需要の取りまとめや、輪作体系も含めた作付け計画の調整、原料の共同調達に係るモデル的な取組を支援します。

2. 事業者向けセミナー等の開催支援

国産有機食品を取り扱う者の増加及び事業者の有機食品の理解を深めるため、流通・加工等の事業者に対して行う、

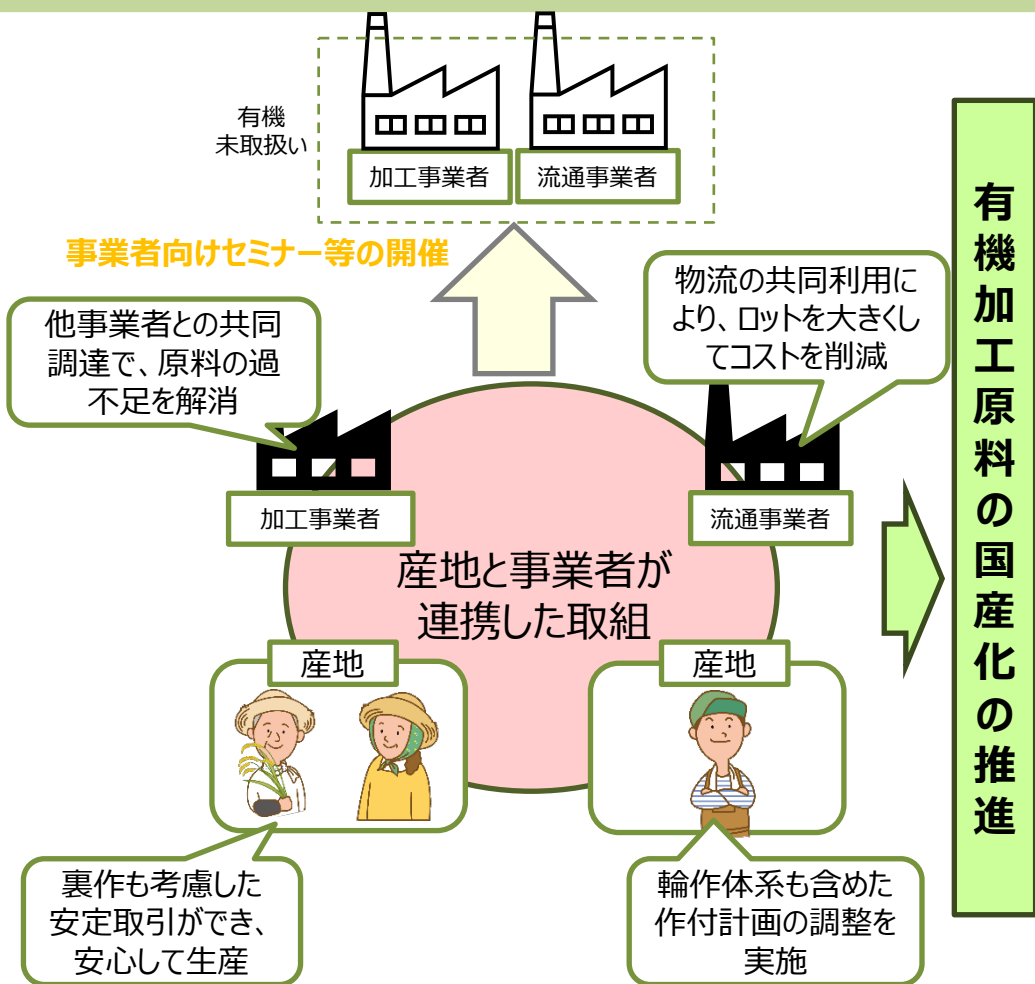
- (1) 有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例紹介
- (2) 流通の効率化に向けた事例紹介や現場への専門家の派遣
- (3) 事業者向け情報の発信（有機農産物の品質、利用方法等）

についての講習会の開催等を支援するとともに、有機農業に取り組む生産者と有機農産物の取扱いを希望する流通・加工事業者とのマッチングを推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
国産有機農産物等需要拡大支援事業

＜対策のポイント＞

国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う小売等の事業者と連携して行う国産有機農産物等の需要喚起や、有機農産物等の認知度向上、有機農業の環境保全効果を訴求する取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、消費者への啓発や展示会への出展等の取組を支援します。

2. 有機農産物等認知度向上支援事業

有機農産物等の認知度向上のため、表示制度のセミナーや教育コンテンツを作成及び広報する取組を支援します。

3. 有機農業環境保全効果訴求事業

生産現場での環境保全の取組や生物多様性の保全の効果など有機農業の環境保全効果を消費者に訴求するための取組を支援します。

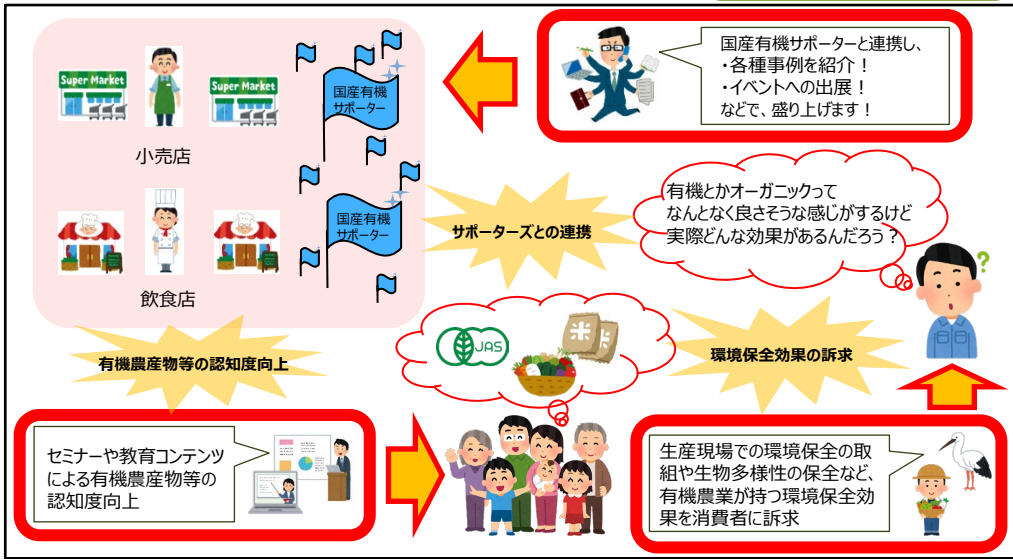
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- ・有機農業を拡大するには生産のみならず消費の拡大に向けた需要喚起が必要
- ・有機食品市場は拡大傾向にあるが、令和4年に実施したアンケート調査によると消費者の約6割は有機農産物等の購入頻度が「月に1回未満」であり、これらを日常的に購入する層の拡大が必要

本事業のイメージ
(の取組を支援)



- ・国産有機農産物等を扱う事業者の連携促進
- ・有機農産物等の認知度向上・需要喚起

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<政策目標>

○ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）

○ 化学肥料使用量の低減（20%低減）

○ 有機農業の面積（6.3万ha）

○ 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）

〔令和12年まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. グリーンな栽培体系への転換（R6当初・R5補正）

農業生産における環境負荷低減の取組を推進するため、各産地におけるグリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援します。

① 産地に適した環境にやさしい栽培技術※、省力化に資する先端技術等の検証

※ 化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出量削減に資する技術

〔令和5年度補正予算においては、国際価格の変動の影響を受けづらい栽培体系への転換を緊急的に進めるため、化学農薬・化学肥料の低減や耐用年数の長い資材への切替えなどの生産資材の低減に資する技術については「特別枠」として支援〕

② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入

③ ①と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する消費者の理解醸成

④ グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成
産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定

⑤ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への情報発信（HPへの掲載等）

※以下の場合に優先的に採択します。

・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合

・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた産地において取組を行う場合

・令和6年度当初予算において、①と併せてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証を行う場合

1. グリーンな栽培体系への転換

検討会の開催：産地の関係者による取組方針の検討等

グリーンな栽培体系への転換

環境にやさしい栽培技術（例）

技術（例）

化学農薬低減

化学肥料低減

有機農業

温室効果ガス削減

省力化に資する技術（例）

選択

化学農薬のみに依存しない総合防除

堆肥の使用

自動抑草ロボットによる雑草防除

中干し期間の延長によるメタン削減

バイオ炭の農地施用

耐用年数の長い資材への切替え

電動農機による化石燃料の使用量削減

生分解性マルチ

ドローン

リモコン式草刈機

選択

検証に必要なスマート農業機械等の導入

自動操舵システム

水管理システム

など

栽培マニュアル、産地戦略（ロードマップ）の策定

産地戦略に基づくグリーンな栽培体系の普及・定着

2. 都道府県域への展開

展開先産地等における検討会

研修会、実演会の開催

展示ほの設置

グリーンな栽培体系の都道府県域への展開

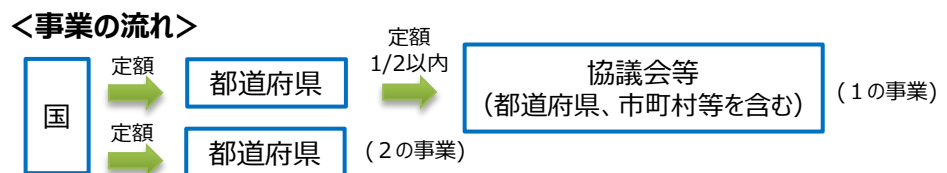
費用

効果

労力

収量

グリーンな栽培体系の都道府県域への展開



日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度予算額 2,641（2,650）百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

＜事業の内容＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,550（2,537）百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 91（104）百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

※事業評価のため実施していた調査委託については前年度限りで終了。

＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロップ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種注3)	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）

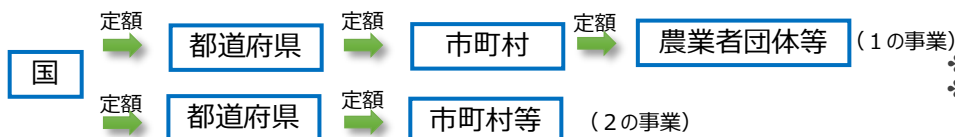
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞
国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう有機JAS認証及びGAP等認証の取得や商談の実施等、GAP認証審査等へのデジタル技術活用検討を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

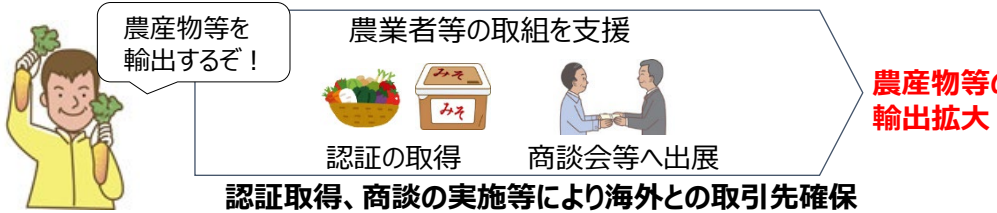
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

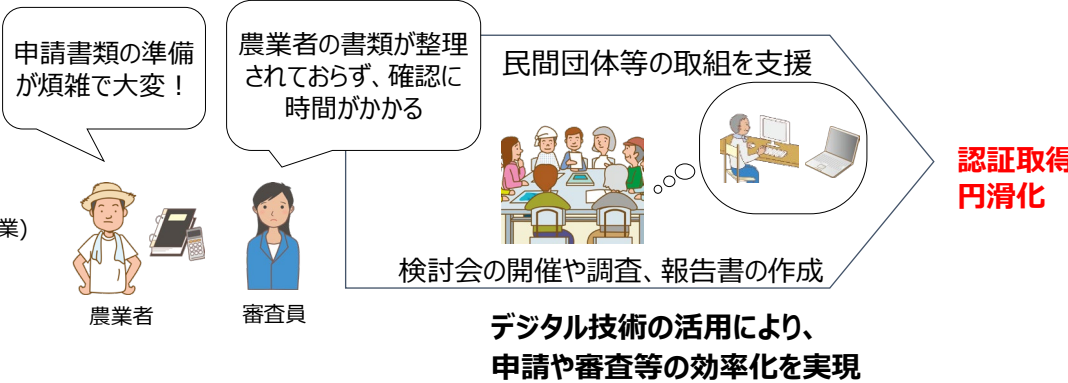
1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業 53百万円

- 有機農畜産物・加工品等やGAP認証農産物の輸出拡大に向け、
- ① 有機JAS認証の取得、商談の実施等
 - ② GAP等認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、MPS等）の取得、商談の実施
 - ③ GAP認証審査等へのデジタル技術活用検討を支援します。

①、② 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援



③ GAP認証審査等へのデジタル技術活用検討支援



＜事業の流れ＞

